

1 宇部市総合計画審議会条例

昭和53年3月31日条例第13号

設置

第1条 市長の諮問に応じ、宇部市総合計画の策定に関し、基本的事項を調査審議するため、宇部市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

委員

- 第2条 審議会は、委員20人以内で組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。
- (1) 市民
 - (2) 関係行政機関の職員
 - (3) 関係団体の役員
 - (4) 学識経験者
- 3 委員は、当該諮問に係る調査審議が終了したときは、解任されるものとする。
- 4 委員は、その本来の職を離れたときは、委員を辞したものとする。

会長及び副会長

- 第3条 審議会に会長及び副会長一人を置き、委員の互選により定める。
- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

会議

- 第4条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。
- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

幹事

- 第5条 審議会に幹事若干人を置き、市職員のうちから市長が任命する。
- 2 幹事は、審議会の所掌事務につき委員を補佐する。

委任

- 第6条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附則

この条例は、昭和53年4月1日から施行する。

附則(平成20年3月28日条例第5号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。